平成２２年（フ）第９２２９号
大阪府吹田市竹見台３丁目１番Ｃ28―1413号
債務者　石上　孝志
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９２３０号
大阪市淀川区宮原１丁目16番35―903号
債務者　村上喜代子
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９２３４号
大阪府吹田市山田東１丁目25番10号
債務者　岡村美佐代
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９２３５号
大阪府吹田市山田東１丁目25番10号
債務者　岡村　優希
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９２３９号
大阪府吹田市長野東11番25―201号
債務者　松田貴代美
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９２４２号
大阪府東大阪市瓜生堂１丁目14番13―807号
債務者　河井　香奈
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９７４号
兵庫県西宮市荒木町12番29号
債務者　森　　孝子（旧姓神山）
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第７号
高知県高岡郡佐川町永野1660番地１
債務者　村上　昌彦
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２２年（フ）第１２号
高知県高岡郡佐川町永野1660番地４
債務者　村上　清年
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２２年（フ）第３８３号
佐賀県佐賀市大和町大字尼寺3491番地４
債務者　坂井　直樹
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３８７号
佐賀県佐賀市大和町大字梅野2304番地２
債務者　田中千枝子
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３８８号
佐賀県佐賀市大和町大字梅野2304番地２
債務者　田中　弘道
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３９９号
佐賀県小城市牛津町上砥川436番地３
債務者　池田　滝徳
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４００号
佐賀県小城市牛津町上砥川436番地３
債務者　池田　友美
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２７８号
大分市大字横尾4019番地の１セントラルパーク横尾Ａ102
債務者　高橋勇一郎
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第６４８号
大分市望みが丘６番地の６
債務者　三浦　義博
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第６４９号
大分市望みが丘６番地の６
債務者　三浦　嘉子
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第６６１号
大分市大在北４丁目５番10号
債務者　奈良　英志
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係